

# 厚生労働科学研究費補助金等における事務委任を行った 場合の国庫補助金の受領の委任について

(平成13年10月25日厚科第472号厚生科学課長決定)

(平成14年6月20日 一部改正)

(平成23年3月31日 一部改正)

(平成28年3月31日 一部改正)

(平成29年3月31日 一部改正)

(令和 3年1月21日 一部改正)

## 1 趣旨

厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働行政推進調査事業費補助金（以下「補助金」という。）について、平成13年7月5日厚科第332号厚生科学課長決定（以下「第332号課長決定」という。）により、補助金の管理及び経理の事務を研究代表者、補助金の交付を受ける研究分担者及び経費の配分を受ける研究分担者（以下「研究者」という。）が所属機関の長へ委任することとしたところであるが、さらに補助金の経理事務の簡素化を図る観点から、その場合における補助金の受領の委任について定める。

## 2 補助金の受領の委任について

研究者は、第332号課長決定に基づく事務委任を行った場合には、当該補助金の受領を所属機関の長に委任することができることとする。

なお、その場合にあつては、別紙様式例1及び2によりあらかじめ、研究者が所属機関の長へ委任し、承諾を得るものとする。

## 3 補助金の請求について

交付決定通知を受けた研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者は、別紙様式例3により、補助金の支払いを請求するものとするが、補助金の受領を、所属機関の長に委任した場合は、別紙様式例4により、請

求するものとする。

附則（平成28年3月31日改正）

この変更は、平成28年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成27年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附則（平成29年3月31日改正）

この変更は、平成29年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成28年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附則（令和3年1月21日改正）

この変更は、令和3年1月21日以後に提出する別紙様式例3及び別紙様式例4による請求書から適用する。

# 委任状

(元号) \_\_\_\_年度 

〔厚生労働科学研究費〕	補助金の交付を受けて	〔研究代表者〕	として調査研究を

実施する \_\_\_\_\_ 研究事業 (研究課題名) \_\_\_\_\_ に係る

補助金の受領を

研究機関名 : \_\_\_\_\_

所属機関長職名 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

に委任いたします。

所属機関部局 : \_\_\_\_\_

職 名 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_ 印

## 作成上の留意事項

研究者は、補助金の受領を所属機関長に委任する際は、本状を所属機関長に提出すること。

# 承 諾 書

(元号) \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

〔 研究代表者 〕  
〔 研究分担者 〕 \_\_\_\_\_ 殿

研究機関名 \_\_\_\_\_

所属機関長 職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(元号) \_\_\_\_年度 〔 厚生労働科学研究費 〕  
〔 厚生労働行政推進調査事業費 〕 補助金の交付を受けて、 \_\_\_\_\_ 研究事業

(研究課題名) \_\_\_\_\_ に係る調査研究を実施するうえで、〔 研究代表者 〕  
〔 研究分担者 〕 を代理して

当該研究に係る補助金の受領を行うことを承諾します。

## 作成上の留意事項

1. 所属機関長の印は、職印を使用すること。
2. 研究課題名は、交付申請書と同じ研究課題名により記入すること。
3. 日本工業規格A列4番の用紙を用いること。

研究代表者  
又は補助金

(様式例3)

## 請 求 書

¥ \_\_\_\_\_

(元号) 年 月 日厚生労働省 第 号をもって交付決定を受けた

(元号) 年 

厚生労働科学研究費
厚生労働行政推進調査事業費

 補助金 ( \_\_\_\_\_ 事業) について、お支払い

下さるよう請求いたします。

(元号) 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
申請者 \_\_\_\_\_

支 出 官

厚生労働省大臣官房会計課長 殿

振 込 銀 行 名	銀行 金庫	本店 支店
預 金 種 別	普通 当座	(該当するものを○で囲む。)
銀行等取引 口座名義等	口座名	_____
	口座番号	_____

(作成上の留意事項)

(1) 金額は円単位で記入すること。

(2) 申請者の住所、氏名は、交付申請書と同一にすること。また、郵便番号も忘れずに記入すること。

(3) 銀行等取引口座の開設にあつては、次の点に留意すること。

ア. 銀行等取引先の選定は、全国銀行協会連合会・全国信用金庫協会の加盟行が望ましい。(郵便局は不可)

イ. 口座名義(例)は、「厚生労働省 (交付基準額等決定通知の標題の当該事業の名) 申請者の氏名」とすること。

受領委任  
の場合

(様式例4)

## 請 求 書

¥ \_\_\_\_\_

(元号) 年 月 日厚生労働省 第 号をもって交付決定を受けた

(元号) 年度 

厚生労働科学研究費
厚生労働行政推進調査事業費

 補助金 ( \_\_\_\_\_ 事業) について、お支払い

下さるよう請求いたします。

(元号) 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
申請者 \_\_\_\_\_

支 出 官

厚生労働省大臣官房会計課長 殿

振 込 銀 行 名	銀行 金庫	本店 支店
預 金 種 別	普通 当座	(該当するものを○で囲む。)
銀行等取引 口座名義等	口座名	_____
	口座番号	_____
	住 所	〒 _____

(作成上の留意事項)

(1) 金額は円単位で記入すること。

(2) 申請者の住所、氏名は、交付申請書と同一にすること。また、郵便番号も忘れずに記入すること。

(3) 所属機関の長へ補助金を振込む場合については、所属機関の長へ事務委任を行っていること。

(4) 銀行等取引口座の開設にあつては、次の点に留意すること。

ア. 銀行等取引先の選定は、全国銀行協会連合会・全国信用金庫協会の加盟行が望ましい。(郵便局は不可)

イ. 口座名義(例)は、「厚生労働省 (交付基準額等決定通知の標題の当該事業の名) 所属機関の長の氏名」又は「〇〇〇〇〇補助金 所属機関の長の氏名」とすること。

ウ. 口座上の住所は、所属機関の住所とすること。

(5) 補助金受領の委任状及び承諾書の写しを添付すること。